



## 投票日に投票所に行けない方は 期日前投票を

仕事、病気又はレジャーなどで、投票日に投票所へ行って投票することができない方のために設けられた制度が期日前投票です。投票日に投票できない方は、この制度をご利用ください。

### 期日前投票のできる期間

期間 8月22日(水)～8月25日(土)

8時30分～20時

場所 役場2階大会議室

※ 選挙入場券を持ってきてください。

(投票のできる期間に選挙入場券が届いていない場合でも投票はできます)

## 郵便による不在者投票制度

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの方で次の1から4のいずれかに該当される方は、自宅で投票(郵便投票)ができます。

- 1 両足、体幹もしくは移動機能の障害で、手帳に1級もしくは2級と記載されている

る方

2 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸の障害で、手帳に1級もしくは3級と記載されている方

3 免疫の障害で、手帳に1級から3級と記載されている方

4 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方

※ 投票するためには、郵便投票証明書が必要

※ 投票用紙の請求期限は投票日前4日(8月22日(水))までに必着です。

## 点字投票・代理投票

目の不自由な方は、投票所に点字器を用意しています。

また、身体が不自由なため字の書けない方は、投票所で申し出てください。本人に代わって職員が代理で書いてくれる代理投票制度があります。

この場合、投票の秘密は絶対守られますから安心して投票してください。

### 問い合わせ

松前町選挙管理委員会事務局

☎ 985-4132

あなたの一票を

大切に……

